

富里市消防団中型等自動車運転資格取得促進事業補助金交付要綱

(令和6年3月31日告示第50号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、富里市消防団の消防の用に供する中型自動車及び準中型自動車（以下「中型等自動車」という。）の運転免許（以下「運転免許」という。）の取得を促進し、消防活動の円滑な遂行並びに消防力の充実及び強化の推進を図ることを目的として、富里市消防団中型等自動車運転資格取得促進事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付することに関し、富里市補助金等交付規則（平成19年規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する消防団員とする。

- (1) 普通自動車の運転免許を有し、かつ、車両総重量が3.5トン以上の車両の運転免許を有しない消防団員又は中型免許及び準中型免許（道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第91条の規定により運転することができる中型等自動車は道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）第4条及び道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）の規定による改正前の道路交通法第3条の普通自動車に相当するものに限定されている中型免許及び準中型免許に限る。）を取得している消防団員であって法第91条の規定により運転することができる中型等自動車がオートマチック車に限定されているもの
- (2) 富里市消防団長が推薦する消防団員
- (3) 法第99条に規定する指定自動車教習所を卒業し、当該年度内に運転免許を取得しようとする消防団員
- (4) 中型免許等取得後、5年以上団員として活動する意思を有する者

(補助の対象となる経費)

第3条 補助の対象となる経費は、次に掲げる運転免許を取得するために自動車教習所で要する費用とする。ただし、所属分団に配置されている消防車両を運転するために必要な運転免許とする。

- (1) 中型自動車免許の取得
- (2) 準中型自動車免許の取得

- (3) 準中型自動車免許（5トン限定）の限定解除
- (4) オートマチック限定免許の限定解除

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、前条各号に掲げる補助の対象となる経費のうち、次に掲げる経費の合計額の2分の1以内とする。ただし、補助金の額は、10万円を上限とする。

- (1) 自動車教習所の入所に要する経費
- (2) 自動車の運転に関する技能及び知識の教習（正規の教習時間に係るものに限る。）に要する経費
- (3) 自動車教習所に入所後最初に受ける修了検定及び卒業検定に要する経費

2 前項の補助金の額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第5条 消防団長は、運転免許を取得させようとする消防団員がいる場合は、富里市消防団中型等自動車運転資格取得促進事業補助金交付申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めるときは、予算の範囲内において交付を決定し、富里市消防団中型等自動車運転資格取得促進事業補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

（事業計画の変更）

第7条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた消防団長が事業計画を変更しようとするときは、富里市消防団中型等自動車運転資格取得促進事業補助金変更承認申請書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、承認の可否を決定し、富里市消防団中型等自動車運転資格取得促進事業補助金変更承認（不承認）決定通知書（別記第4号様式）を交付するものとする。

（実績報告）

第8条 補助金の交付決定を受けた消防団長は、事業が完了したときは、富里市消防団中型等自動車運転資格取得促進事業補助金実績報告書（別記第5号様式）により、市長へ運転免許を取得した者を報告しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

- (1) 中型等自動車の運転免許証の写し
- (2) 第4条第1項各号に掲げる経費の領収書の写し

(補助金の額の確定及び交付)

第9条 市長は、前条の規定による報告があった場合において、適正と認めるときは、補助金額を確定し、富里市消防団中型等自動車運転資格取得促進事業補助金確定通知書（別記第6号様式）により消防団長に対し速やかに通知するものとする。

2 消防団長は、補助金の交付を請求しようとするときは、富里市消防団中型等自動車運転資格取得促進事業補助金交付請求書（別記第7号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第10条 市長は、消防団長が補助金の交付の決定を受けた事業又は既に補助金の交付を受けた事業について次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付すべき補助金を取り消し、又は補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請をしたとき。
- (2) 正当な理由がなく運転資格を取得しなかったとき。
- (3) 補助金を目的以外に使用したとき。
- (4) 規則及びこの要綱の規則に違反したとき。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別記

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

富里市長

様

富里市消防団

団長

⑩

富里市消防団中型等自動車運転資格取得促進事業
補助金交付申請書

富里市消防団中型等自動車運転資格取得促進事業について、補助金の交付を受けたいので富里市消防団中型等自動車運転資格取得促進事業補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

補助事業の目的	富里市消防団の消防の用に供する中型自動車及び準中型自動車の運転資格取得を促進し、消防活動の円滑な遂行並びに消防力の充実及び強化の推進を図ることを目的とする。
補助対象事業費	_____ 円
補助金の申請額	_____ 円
資格取得の予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
添付書類	(1) 当該資格取得に係る経費が記載された受講案内書等の書類の写し (2) 対象者及び補助対象事業費の内訳については、別紙1のとおり
消防団長の意見	

第2号様式（第6条関係）

指令第 号
年 月 日

富里市消防団
団長 様

富里市長 印

富里市消防団中型等自動車運転資格取得促進事業
補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった富里市消防団中型等自動車運転資格取得促進事業補助金の交付申請については、富里市消防団中型等自動車運転資格取得促進事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり交付額を決定したので通知します。

補助対象事業費	_____円
補助金交付決定額	_____円
そ の 他	

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

富里市長 様

富里市消防団
団長

印

富里市消防団中型等自動車運転資格取得促進事業
補助金変更承認申請書

年 月 日付け指令第 号により補助金交付決定を受けた富里市消防団中型等自動車運転資格取得促進事業補助金について、申請内容を次のとおり変更したいので申請します。

	1 補助金申請内容の変更
	2 補助事業の中止
	3 補助事業の廃止
(理由)	

第 年 月 日
号

富里市消防団
団長 様

富里市長 印

富里市消防団中型等自動車運転資格取得促進事業
補助金変更承認（不承認）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった富里市消防団中型等自動車運転資格取得促進事業補助金変更承認申請について、下記のとおり決定したので、富里市消防団中型等自動車運転資格取得促進事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

1 承認

変更前の交付決定額	金	円
変更後の交付決定額	金	円
変更の内容		

2 不承認

理由

年 月 日

富里市長 様

富里市消防団
団長

印

富里市消防団中型等自動車運転資格取得促進事業
補助金実績報告書

年 月 日付け指令第 号をもって補助金の交付の決定を受けた富里市消防団中型等自動車運転資格取得促進事業が完了したので、富里市消防団中型等自動車運転資格取得促進事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 交付年度	年度
2 免許資格取得実績額	_____円
3 補助金の交付決定額	_____円
4 完了年月日	年 月 日
5 添付書類	(1) 資格取得を証する運転免許及び資格取得に 係る経費を証明できる領収書等の写し (2) 資格取得者の報告については別紙2のとおり

第 6 号様式（第 9 条関係）

達第 号
年 月 日

富里市消防団
団長 様

富里市長 印

富里市消防団中型等自動車運転資格取得促進事業
補助金確定通知書

年 月 日付けで提出のあった富里市消防団中型等自動車運転資格取得促進事業補助金実績報告書について審査した結果、次のとおり補助金の額を確定したので、富里市消防団中型等自動車運転資格取得促進事業補助金交付要綱第 9 条の規定により通知します。

1 交付決定年月日	年 月 日
2 交付年度	年度
3 補助金の交付決定額	円
4 補助金の交付確定額	円

第7号様式（第9条関係）

年 月 日

富里市長 様

富里市消防団
団長

印

富里市消防団中型等自動車運転資格取得促進事業
補助金交付請求書

年 月 日付け達第 号をもって額の確定のあった富里市消防団中型等自動車運転資格取得促進事業補助金を富里市消防団中型等自動車運転資格取得促進事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 補助金交付請求額 金 円
- 2 振込先金融機関 別紙3とおりのり

